

各所属所長 殿

公立学校共済組合東京支部長  
坂本 雅彦  
(公印省略)

確定申告書の控えへの税務署收受日付印の押なつ廃止に伴う被扶養者  
認定手続における確定申告書の取扱いの変更について（通知）

日頃から、共済組合の業務運営に関して、御理解・御協力いただきありがとうございます。

標記について、国税庁及び総務省自治税務局から、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和 7 年 1 月以降、税務署において、書面で提出された申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないとの広報が行われております。これを受け、公立学校共済組合東京支部では下記のとおり確定申告書の取扱いを変更することといたしました。

つきましては、本取扱いの変更について組合員に御周知いただくとともに、被扶養者認定等の手続に当たり適切な事務処理をお願いいたします。

記

1 被扶養者認定手続における確定申告書の取扱いの変更

自営業・アパート経営等の事業収入は、確定申告を行うことによって前年の収入が確定します。事業収入がある者を被扶養者として認定又は認定取消をするときには、原則として当該確定申告を行った日をもって行います。

このため、税務署に書面で提出した確定申告書の控えについては、税務署への提出事実・提出年月日の確認のため、税務署の收受日付印が押なつされたものの御提出をお願いしてきただころですが、この取扱いを下表のとおり変更いたします（次の①～⑥のいずれかにより提出してください。）。

申告・提出方法		確定申告書の税務署への提出時期	
		令和 6 年 1 2 月 3 1 日以前	令和 7 年 1 月 1 日以降
電子申告	—	確定申告書 + 即時通知又は受信通知	① 確定申告書 + 即時通知又は受信通知
—	書面申告	確定申告書の控え（税務署の收受日付印が押なつされたもの）	（廃止）
—	書面申告	\	② 確定申告書の控え + <b>税務署交付の「リーフレット」</b>
—	書面申告		③ 確定申告書の控え + <b>郵送日及び宛先が確認できる書面</b>
電子申告	書面申告		④ 確定申告書の写し（「申告書等情報取得サービス」で取得したもの）
電子申告	書面申告		⑤ 確定申告書の写し（「保有個人情報の開示請求」で取得したもの）
電子申告	書面申告		⑥ 確定申告書の写し（「税務署での申告書等の閲覧サービス」で閲覧し写真撮影したもの）
電子申告	書面申告		

※ 納税証明書は不可（税務署への提出年月日及び収入金額・経費等の内訳が確認できないため）

① 確定申告書とともに、即時通知又は受信通知を印刷したものを併せて提出（インターネットで電子申告を行う場合）。確定申告書「受付番号」及び「受付日時」が記載されている場合には、即時通知・受信通知の提出を省略できます。

② 確定申告書の控えとともに、**税務署交付の「リーフレット」を併せて提出。**

「リーフレット」に記載された「日付」を「当該確定申告を行った日」として取り扱います。

令和7年1月以降、税務署での確定申告書の提出の際に窓口で交付される「リーフレット」（今般の税務署での取扱いの見直しの内容と申告書等の提出事実等の確認方法を案内するもの）に、確定申告書を収受した「日付」や「税務署名」を記載したものが、希望者に渡されます。

また、税務署に郵送等により確定申告書を提出する際に、切手を貼付した「返信用封筒」を同封された方に対しても、日付・税務署名（業務センター名）を記載したリーフレットを同封して返送されます。

③ 確定申告書の控えとともに、**郵送日及び宛先（税務署宛に限る。）が確認できる書面を併せて提出**（税務署に郵送等（簡易書留等の追跡可能な方法に限る。）により提出する場合）。

当該書面に記載された郵送日（郵便局引受日）を「当該確定申告を行った日」として取り扱います。

ただし、当該書面は、次のアイウの全てを満たすことが条件です。

ア 郵便局受付印の押なつ、取扱日時又は引受日時の印字があること。

イ 「お届け先」に税務署名、「ご依頼主」に申告者氏名が明記されていること。

ウ 「信書」の送付が可能であること（ゆうパケット不可）。

郵送日が確認できる書面の例

- ・ 「書留・特定記録郵便物等受領証」
- ・ 「ゆうパックご依頼主控」
- ・ 「ゆうパックe 発送サービスご依頼主控」かつ「e 発送サービス受付確認票（お客様用）」
- ・ 「レターパック・レターパックプラスの特定封筒の宛名面の写し」かつ「郵便追跡サービスの検索結果画面を印刷したもの」

④ 「申告書等情報取得サービス」で取得した確定申告書の写しを印刷して提出

確定申告書を書面提出している場合であっても、パソコン・スマートフォンからe-Taxソフト（WEB版）を利用して、確定申告書（収受日付印が押なつされている。）のイメージデータのPDFファイルを無料で取得することができます。利用にはマイナンバーカードが必要です。

ただし、直近年分の所得税の確定申告書の取得申請は、原則として翌年5月1日以降に可能となります。例えば、令和6年分の所得税の確定申告書の場合、令和7年5月1日以降でないと取得申請ができません。更に、法定申告期限（令和7年3月17日）後に確定申告書を提出している場合は、取得申請が可能になるまで時間を要することがあるとされていますので、御注意ください。

⑤ 「保有個人情報の開示請求」で取得した確定申告書の写しを提出

税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、税務署に提出した確定申告書（収受日付印が押なつされている。）の開示（閲覧・写しの交付等）を受けることが可能です。開示請求書に必要な事項を記載して、税務署に提出して請求します（オンライン申請も可能です。）。手数料は300円（オンライン申請の場合は200円）です。

ただし、確定申告書の写しの交付には1か月程度かかります。また、法人の申告書等には利用できないとのことですので、御注意ください。

⑥ 「税務署での申告書等の閲覧サービス」で閲覧し写真撮影した確定申告書を印刷して提出

税務署の窓口で、御自身が過去に提出した確定申告書（収受日付印が押なつされている。）を閲覧し、収受日付印を含めて写真撮影をすることができます。閲覧申請書に必要な事項を記載して、税務署窓口で申請します。写しの交付は受けられませんが、手数料はかかりません。

ただし、確定申告書の提出当日は、原則として閲覧サービスを申請することができません。確定申告書が業務センターや外部書庫等に保管されている場合や、所得税等の確定申告期においては閲覧可能となるまでに特にお時間をいただくことがあるとのことですので、御注意ください。

## 2 適用日

本通知による取扱いは、本通知施行日以後の被扶養者認定等の収入確認において適用します。  
ただし、上記1②については、令和7年1月1日以降に税務署に提出する確定申告書から適用します。

## 3 留意事項

- (1) 自営業・アパート経営等の事業収入がある者を被扶養者として認定又は認定取消をするときには、税務署への確定申告書の提出事実・提出年月日の確認は必須であるため、上記1①～⑥のいずれかの方法で提出いただく必要があります。

確定申告書の控えが提出されたものの、上記1①～⑥のいずれにも該当せず、確定申告を行った日が確認できない場合は、認定にあつては確定申告受付期間の末日（令和7年は3月17日）に、認定取消しにあつては当該期間の初日（令和7年は2月17日）に行われたものとして取り扱うことになりますので御注意ください。

- (2) **しかしながら、被扶養者の要件確認時において認定継続となる場合（収入が認定基準額未満である場合）には、**税務署への確定申告書の提出事実が確認できれば足りしますので、以下の条件を満たせば、上記1の提出方法に代用できます。

ア 税金の還付がある場合で、確定申告書記載の還付額と税務署からの還付金振込通知書記載の還付金額が一致するとき。

⇒ 当該確定申告書の控えと還付金振込通知書の写しを提出

イ 税金の納付がある場合で、確定申告書記載の納付額と納付書記載の納付金額が一致するとき。

⇒ 当該確定申告書の控えと納付書の写しを提出

- (3) 上記1④⑤⑥の方法は手間と時間を（⑤については手数料も）要しますので、組合員にはなるべく上記1①②③の方法を推奨いただくとともに、被扶養者が**書面により確定申告を行う際には「リーフレット」を必ずもらってくるように御案内をお願いいたします。**

- (4) 税務署收受日付印の押なつ廃止について詳しくは、税務署にお尋ねください。

## 4 その他

- (1) 電子申告で確定申告を行った場合は、これまでと同様の取扱いです（上記1①のとおり変更ありません。）。

- (2) 確定申告書の控え又は写しの提出に当たっては、第一表・第二表のほか、青色申告決算書（青色申告者用）・収支内訳書（白色申告者用）など、税務署に提出すべき全ての添付書類の控え又は写しを併せて提出してください（これまでどおり変更なし）。

- (3) 税務署提出の「廃業届」についても、上記1のいずれかの方法により税務署への提出事実・提出年月日の確認ができるものを提出してください（ただし、上記1④の方法は「廃業届」は対象外とされています。）。

## 5 参照通知

- (1) 「国税における申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しについて（周知依頼）」（令和5年10月19日事務連絡 総務省自治税務局市町村税課発 各都道府県税務担当部局・市区町村担当部局御中）

- (2) 「申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しに関する御周知について（依頼）」（令和5年10月18日官総6-47 国税庁長官官房総務課長発 総務省自治税務局市町村税課長宛）

- (3) 「申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しについて（周知依頼）」（令和5年12月18日官総6-72 国税庁次長発 各府庁官房長宛）

- (4) 「申告書等の控えへの收受日付印の押なつの見直しに関するQ&A」（令和6年12月16日更新）

担当

公立学校共済組合東京支部 給付貸付課資格担当

鈴木

電話 03-5320-6826